

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案

新旧対照条文

目次

○	生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第二百二十五号）（抄）	1
○	平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）（抄）	2
○	健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）（抄）	3
○	後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）	6
○	健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）（抄）	9

○ 生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬（昭和三十四年厚生省告示第二百二十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。</p> <p>三〇八 (略)</p>	<p>生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国民健康保険の診療方針及び診療報酬のうち、保険外併用療養費の支給に係るもの（厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する療養（次項において「長期入院選定療養」という。）につき別に定めるところによる場合を除く。第四項において同じ。）は指定医療機関及び医療保護施設には適用しない。</p> <p>三〇八 (略)</p>

○ 平成十九年厚生労働省告示第百八号（医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項の件）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>三〇五（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）に規定する検査、手術その他の治療の方法</p> <p>三〇五（略）</p>

○ 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案			現行		
<p>健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>健康保険の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>			区	分	額
			(略)	(略)	(略)
<p>規則第二百五条の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、</p>			区	分	額
			(略)	(略)	一食につき二百十円

(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日

(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)		

二 健康保険の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日

の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	区分	(略)	額
-----	----	-----	---

の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	区分	(略)	額
-----	----	-----	---

○ 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>	<p>後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。</p>
	<p>額</p>	<p>額</p>	<p>額</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号又は第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定に</p>	<p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号又は第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定に</p>	<p>規則第三十条に該当する者</p> <p>規則第六十七条第一項の規定による申請を行った月以前の十二月以内の入院日数（健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第五十八条第一号又は第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定に</p>	<p>一食につき二百十円</p>

(略)	(略)	より読み替えて適用される場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十條第一項第一号ホ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の三の六第一項第一号ホ、第二号ハ若しくは第三号ハ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三條の三の五第一項第一号ホ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者
	(略)	(略)

(略)	(略)	より読み替えて適用される場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十條第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ、国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)第十一條の三の六第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六條において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三條の三の五第一項第一号ハ、第二号ハ若しくは第三号ハ又は規則第三十五條第一号若しくは第四十條第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者
	(略)	(略)

二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	区 分
(略)	額

二 後期高齢者医療の生活療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の生活療養標準負担額のうち食事の提供に係るものの額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	区 分
(略)	額

○ 健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第四百八十八号）
 （抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第一章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第五条第一項に規定する指定特定医療を受ける同項に規定する指定難病の患者（次号において「指定難病の患者」という。）を除く。）</p> <p>二 医科点数表第一章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（指定難病の患者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（削る）</p>	<p>健康保険法施行規則第六十二条の三第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者</p> <p>一 診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）第一章第2部第1節入院基本料区分番号A101に掲げる療養病棟入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十二号）別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。）</p> <p>二 医科点数表第一章第2部第1節入院基本料区分番号A109に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する患者であつて、基本診療科の施設基準等別表第五の二又は別表第五の三に該当するもの（第五号に規定する指定難病の患者を除く。）</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第一項に規定する支給認定を受けた指定難病（同法第五条第一項に規定する指定難病をいう。）の患者（当該患者が、同項に規定する指定特定医療を受ける場合に限る。）</p>